

社会福祉法人墨田区社会福祉協議会
成年後見人等への報酬費用の助成に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本人、配偶者又は4親等以内の親族の請求により成年後見制度を利用している成年被後見人等であって、家庭裁判所が選任した成年後見人等に対する報酬費用を負担することが困難である者に対し、墨田区社会福祉協議会が行う助成について定め、成年後見制度の利用を促進して成年後見制度の利用が必要な高齢者等の権利擁護の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 成年被後見人等 成年被後見人、被保佐人又は被補助人をいう。
- (2) 成年後見人等 成年後見人、保佐人若しくは補助人又はこれらの監督人をいう。
- (3) 報酬費用 民法（明治29年法律第89号）第862条の規定（同法第876条の3第2項、第876条の5第2項、第876条の8第2項及び第876条の10第2項において準用する場合を含む。）の規定による報酬の支払に要する費用をいう。
- (4) 施設入所 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、グループホーム等の常に見守りが行われる施設への入所又は1か月以上にわたる入院をいう。

(報酬費用の助成対象者)

第3条 報酬費用の助成を受けることができる者は、墨田区内に住所を有する者（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の4の規定により墨田区長から措置を受けた者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条の規定により墨田区長から介護給付費等の支給決定を受けた者並びに介護保険法（平成9年法律第123号）第13条に規定する住所地特例対象被保険者又は特定継続入所被保険者で墨田区が保険者である者を含む）のうち、本人、配偶者又は4親等以内の親族の請求により成年後見制度を利用し、配偶者及び4親等以内の親族以外の者が成年後見人等に選任されている成年被後見人等であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 生活保護を受けている者
- (2) 次に掲げる要件を全て満たす者
 - ア 住民税が非課税である者
 - イ 預貯金等の合計額が、100万円以下である者
 - ウ 現在居住する家屋等の日常生活に必要な資産以外に活用できる資産が

ない者

- (3) その他成年後見人等に対する報酬を負担することが困難であると会長が認める者

(助成金額)

第4条 会長は、家事事件手続法第117条第2項、第128条第2項又は136条第2項の規定により家庭裁判所が報酬付与の審判（以下「報酬付与審判」という。）において決定した額を助成するものとする。ただしその額は、当該決定された期間の各月の初日において、当該成年被後見人等が施設入所している場合にあつては月額18,000円を、在宅の場合にあつては月額28,000円を限度とする。

- 2 前項における助成の対象となる期間は、第5条の規定による申請があつた年度の前年度の4月1日まで遡及することができる

(助成金の申請)

第5条 報酬費用の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、成年後見人等の報酬に係る費用助成申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して会長に申請しなければならない。

- (1) 当該成年被後見人等の住民票の写し
- (2) 後見等開始の審判書の写し又は成年後見登記事項証明書
- (3) 当該成年被後見人等の生活状況、資産状況及び収入状況を明らかにする事務報告書、財産目録、収支状況報告書等
- (4) 生活保護受給証明書又は住民税非課税証明書
- (5) その他会長が必要と認める書類

- 2 成年後見人等は、成年被後見人等に代わって前項の規定による申請を行うことができる。

(助成の決定及び通知)

第6条 会長は、前条の規定による申請があつたときは、当該申請に係る書類を審査し、その結果を成年後見人等の報酬に係る費用助成（交付決定・不交付決定）通知書（第2号様式）により、申請者に対して通知するものとする。

(助成金の請求)

第7条 前条の規定により助成の決定を受けた申請者（以下「受給者」という。）は、報酬付与審判により報酬の額が決定されたときは速やかに、成年後見人等の報酬に係る費用助成金請求書（第3号様式）に、次に掲げる書類を添付して会長に請求しなければならない。

- (1) 報酬付与審判書の写し
- (2) 口座振替依頼書
- (3) 成年後見登記事項証明書
- (4) その他会長が必要と認める書類

(助成金の交付)

第8条 会長は、前条の請求があったときは、助成金を交付する。

(助成金の使途)

第9条 受給者は、前条の規定により交付を受けた助成金を、成年後見人等に支払う報酬以外の目的に使用してはならない。

(報告義務)

第10条 受給者は、資産状況及び生活状況に変化があったとき（受給者が死亡した場合を除く。）、又は第3条に規定する助成の要件に該当しなくなったときは、資産状況等変更報告書（第4号様式）により、速やかに会長に報告しなければならない。

2 受給者が死亡したときは、当該受給者の成年後見人等又は相続人は、資産状況等変更報告書により会長に報告するものとする。

(成年被後見人等死亡時の助成対象者の特例)

第11条 第5条に規定する申請を行う前に成年被後見人等が死亡した場合又は報酬付与審判が受給者の死亡後に行われた場合は、当該成年被後見人等の成年後見人等を助成対象者とする。

(助成の終了)

第12条 会長は、受給者の資産状況及び生活状況の変化等（受給者が死亡した場合を除く。）により助成の理由が消滅したと認めたときは、成年後見人等の報酬に係る費用助成終了通知書（第5号様式）により助成の終了を当該受給者に通知するものとする。

2 受給者が死亡した場合にあっては、会長は、前項の成年後見人等の報酬に係る費用助成終了通知書により助成の終了を当該受給者の成年後見人等又は相続人に通知するものとする。

(助成金の返還)

第13条 会長は、偽りその他不正の行為により助成を受けた者がいるとき、又は助成金の目的外使用を行った者がいるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させなければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第14条 助成を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、成年後見人等への報酬費用の助成について必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。